一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	三・五	一	一・五	(一)　りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものの(二)に掲げるものを除く。)に従事するもの　四、六及び同三・五　二の順序に、それぞれ第三欄の値とする。
一二〇	プラスチック製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水をを排出するものに係る三欄(1)(ロ)のものの値は、三とする。
一二一	合成ゴム製造業	一・五	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係る三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ二、九・五、一・六とする。
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前までに掲げるものを除く。）	一・五	五	一	二	(一)　有機りん系農薬原体製造工程（(二)に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二、九・五、一・六とする。 (二)　有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二、一・六とする。
（略）						
一二九	塗料製造業	一・五	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水をを排出するものに係る三欄(1)(ロ)の値は、三とする。

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	三・五	一	一・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものの(二)に掲げるものを除く。)、二の順序に、それぞれ第三欄の値とする。
一二〇	プラスチック製造業	一	三	一	一・五	
一二一	合成ゴム製造業	一・五	三・五	一	二	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二、一・六とする。
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前までに掲げるものを除く。）	一・五	五	一	二	
（略）						
一二九	塗料製造業	一・五	三	一	一・五	